

ピッチ予約管理システム J-FUT+利用規約

j-futsal 運営事務局（株式会社スポーツ IT ソリューション。以下「当事務局」といいます）は、当事務局が提供するピッチ予約管理システム J-FUT+（以下「本システム」といいます）について、以下のとおり規約を定めます。

第1条 （規約の適用）

本規約は、利用者が本システムを利用する際の一切に適用します。

第2条 （規約の追加・変更）

1. 当事務局は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を追加・変更することができます。
2. 前項の追加・変更がなされた本規約を web サイトに掲示した時点で、本規約が利用者に対して適用されます。

第3条 （用語の定義）

1. 利用者：本規約の内容を理解のうえ、本システムの利用申し込みを承認された施設
2. 利用契約：本規約に基づき当事務局と利用者との間で締結される本システム利用のための契約

第4条 （通知の方法）

1. 当事務局から利用者に対する通知は、利用者が届け出た通知先、web サイト上での掲示、電話、郵便その他当事務局が適当と認める方法によりおこないます。メールまたは郵便を用いたときは、通知の効力は発信時に生じるものとします。
2. 利用者から当事務局に対する通知は、当事務局が指定する通知先、電話、郵便その他当事務局が適当と認める方法によりおこなうものとします。メールまたは郵便を用いたときは、通知の効力は到着時に生じるものとします。

第5条 （申込および成立）

1. 本システムの利用を希望する施設（以下「利用者」といいます）は、当事務局所定の手続きに従って、本システムの利用を申し

込むものとします。

2. 前項の申込に対して当事務局が承諾したときに利用契約が成立します。
3. 当事務局は、以下のいずれかに該当したときは、第1項の申込を拒絶することがあります。
 - (1) 利用申込の際に届け出た事項に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき
 - (2) 過去に本規約の違反により、当事務局から解除されたことがあるとき
 - (3) 支払の遅延が生じる恐れがあると当事務局が判断したとき

第6条 （利用期間）

1. 本システムの最低利用期間は、当事務局から本システムの初期設定が完了した旨の通知を利用者に発送した時点から3か月間です。
2. 本システムの利用期間は、本規約に定める解除等がないかぎり、1か月間更新され、以後も同様です。
3. 理由の如何を問わず、利用者が本条第1項の最低利用期間内に解約をしたときは、利用者は当事務局に対して、残期間の料金を一括で支払うものとします。

第7条 （料金）

1. 本システムの利用料金は、以下のとおりです。
 - (1) 初期料金：10,000円（消費税等別途）
 - (2) 月額料金：7,000円（消費税等別途）
2. 前項第2号にも拘らず、利用者が本システムの利用を申し込んだ月にかかる月額料金は無料とします。
3. 第1項の利用料金について、事由の如何を問わず、日割りはしないものとします。
4. 当事務局は、物価の変動や本システムの提供にかかる運営費用の変動等により、本システムの料金が不相当と認められたときは、第4条（通知の方法）に従って利用者へ通知することにより、契約期間内においても料金を変更することができます。

5. 利用者は、本システムを利用した月の当月の末日までに、当事務局に対して、利用料金を支払うものとします。
6. 利用者が支払方法の変更を希望するときは、希望する月の前月の末日までに、当事務局に対して申し出るものとします。
7. 利用者が料金の支払いを不正に免れたとき、または免れようとしたときは、利用者は当事務局に対して、当該料金（消費税等を含みます）の2倍相当額および当事務局所定の事務手数料を支払うものとします。
8. 利用者が料金の支払いを遅滞したときは、利用者は、支払期日の翌日から支払完了の日まで年14.6%の割合による遅延損害金および当事務局所定の事務手数料を支払うものとします。
9. 利用者が当事務局に支払った料金は、理由の如何を問わず、利用者に返還されません。

第8条（本システムの一時停止）

1. 当事務局は、以下の各号のいずれかに該当したときは、本システムの提供を一時停止することができます。
 - (1) 支払期限を超過しても料金の支払いがなされないとき
 - (2) 利用者が本規約に定める義務に違反したとき
 - (3) その他、利用者が本規約に違反することにより、当事務局の業務遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼす恐れがあるとき
2. 利用者は、前項による本システムの一時停止中も、当事務局に対する料金支払い義務を負います。
3. 当事務局は、第1項により本システムを一時停止するときは、事前に利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、事後すみやかに利用者に通知します。

第9条（本システムの中止）

1. 当事務局は、以下の各号のいずれかに該当したときは、本システムの提供を中止することができます。
 - (1) 設備の保守または工事にやむを得ないとき
 - (2) 個人情報の漏洩が想定される事態が生じたとき
 - (3) 第三者の侵入または第三者からの攻撃により、当事務局、利用者または第三者に損害が生じているとき、または生じる恐れがあるとき
 - (4) 電気通信事業者がインフラサービスの提供を停止したとき

2. 当事務局は、前項により本システムを中止するときは、事前に利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、事後すみやかに利用者に通知します。

第10条（本システムの廃止）

当事務局は、都合により、本システムの全部または一部を廃止することができます。ただし、当事務局は、利用者に対して、廃止日の1か月前までに、利用者に対して廃止の通知をします。

第11条（自己責任の原則）

1. 利用者は、本システムの利用に際して、以下の各号を遵守するものとします。
2. 本システムの利用に必要な機器を、利用に適する状態で管理すること
3. 自己の利用環境に応じ、コンピュータウイルスの感染、不正アクセスおよび情報漏洩の防止等セキュリティを保持すること
4. ユーザ ID およびパスワードを厳重に管理すること。また、第三者に不正利用されたことが判明したときは、直ちに当事務局に連絡すること
5. 本システムの利用に際して第三者との間に紛争が生じたときに、自己の費用と責任で処理すること
6. 自己のデータを保管・管理し、バックアップをとること
7. 第三者に利用させるときは、利用者と同様の義務を負わせ、適切に監督すること。また、第三者の行為により当事務局に損害が生じたときは、当該第三者と連帯して損害賠償責任を負うこと

第12条（権利の譲渡）

利用者は、当事務局に対する料金等の支払遅滞がなく、かつ書面による当事務局の事前の承諾がないかぎり、本システムを利用する地位を第三者に譲渡、貸与、担保供与することはできません。

第13条（禁止行為）

利用者は、以下の行為またはその恐れのある行為をおこなってはなりません。

- (1) 当事務局または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為

- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- (3) 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、または名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為
- (5) 情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (6) 他者になりすまして本システムを利用する行為
- (7) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (8) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為
- (9) 他者の本システム利用に支障を与える行為
- (10) その他、公序良俗または法令に違反する行為

第14条（個人情報の取り扱い）

利用者は、本システムの利用により個人情報を取り扱うに際し、以下を遵守するものとします。

- (1) 個人情報の取り扱いは、以下の目的に限定されること
 - ① 予約状況の確認連絡
- (2) 合理的な安全対策および予防対策を講じること
- (3) 個人情報を正確かつ最新の状態で管理すること
- (4) 最低年1回以上、当事務局に対して管理状況を報告すること
- (5) 書面による本人の事前の承諾なく第三者に個人情報を譲渡・貸与しないこと
- (6) 事由の如何を問わず、利用契約が終了したとき、または当事務局から要求があったときは、個人情報を返還または責任廃棄すること
- (7) 個人情報漏洩の危険が生じたときは、直ちに当事務局に連絡すること。また、自らの費用と責任で応急処置を講じること

第15条（法の遵守）

利用者は、本システムの利用に際して、利用者の住所地および本システムを利用しておこなう業務遂行地の各法令を遵守しなければなりません。

第16条（免責）

1. 当事務局は、本システムの利用および終了により利用者に損害が生じたときも、債務不履行責任、不法行為責任その他一切の損害賠償責任を負いません。
2. 当事務局は、本システムの利用により自ら取得した第三者の個人情報を盗取され、または漏洩により第三者に損害が生じたときも、債務不履行責任、不法行為責任その他一切の損害賠償責任を負いません。
3. 当事務局は、本システムが利用者の特定の目的に合致すること、期待する機能、商品的価値や有用性を有すること、完全性、合理性、妥当性について、明示的にも黙示的にも一切の保証をしません。

第17条（著作権等）

1. 本システムによって発生した工業所有権、著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）、ノウハウ等は、全て当事務局に属します。利用者は、当事務局の同意なく情報を利用することはできません。
2. 前項に違反して第三者との間で紛争が生じたときは、利用者は、自らの費用と責任で速やかに紛争を解決するものとします。

第18条（利用者からの解約）

1. 利用者は、本システムの解約を希望する当月末日までに、当事務局所定の方法に従い、書面により解約を申し入れるものとします。
2. 前項により解約するときは、利用者は第20条第2項の対応をするものとします。

第19条（当事務局からの解約）

1. 当事務局は、利用者が以下の各号のいずれかに該当したときは、利用者に対し何ら催告をすることなく、直ちに本契約を解約することができます。
 - (1) 第8条（本システムの一時停止）各号のいずれかに該当したとき
 - (2) 振出もしくは引受けした手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 差押え・仮差押え・仮処分などの強制執行処分を受けた

とき

- (4) 民事再生・会社更生・破産・任意整理その他の倒産手続きの申立てがなされたとき
 - (5) 解散または事業譲渡をおこなったとき
 - (6) 第13条（禁止行為）各号のいずれかに該当したとき
 - (7) その他利用契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき
2. 当事務局は、本条により解除したときであっても、利用者に対する損害賠償請求権を失いません。

付則

（実施日）

本規約は、2016年2月1日から実施します。

第20条（契約終了後の措置）

1. 利用者は、終了事由の如何を問わず、利用契約が終了したときは、直ちに本システムの利用を中止するものとします。
2. 前項により利用契約が終了したときは、利用者は自らの責任で予約済みデータの処理および予約済みユーザへの対応等をおこなうものとします。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 当事務局および利用者は、相手方に対して、以下の各号を確約します。
 - (1) 自らまたは自らの役員が暴力団・暴力団関係企業・総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下「反社会的勢力」と総称します）ではなく、反社会的勢力と一切の関係を持たないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本システムの申込をするものではないこと
 - (3) 相手方に対して脅迫的言動または暴力を用いないこと
 - (4) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損しないこと
2. 当事務局または利用者が前項各号のいずれかに違反したときは、相手方は、何ら催告をすることなく直ちに解約することができます。

第22条（準拠法および管轄）

1. 本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本法が適用されます。
2. この規約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。